

～みんなで考えよう～

空き家 に関すること



空き家

相談会

予約制

開催します

市内に空き家をお持ちの方や将来空き家となる物件を所有している方を対象に空き家相談会を実施します。市職員のほか、不動産事業者や司法書士などの専門家が空き家の管理や売却、解体などについてアドバイスします。



雑草や庭木の放置は 空き家の劣化の原因に!

繁茂した雑草や庭木を放置すると、景観を悪化させるほか、害虫や獣害が発生し、建物の劣化につながることも懸念されます。

また、台風シーズンを迎えるに当たり、建物部材などの飛散防止対策や除草・庭木の剪定を早期に行うなど、空き家の適正管理に努めましょう。

日時 9月9日(土)／午前9時30分～午後0時20分

場所 市役所本庁舎 2階会議室

申込み 8月18日(金)まで、電話 (NPO 法人あき活Lab ☎0120-401-681) または、右記の二次元コードからお申し込みください。



問 環境共生課市民生活窓口班 (☎73-2115)



保険料の納付が、経済的に難しいときは

国民年金第1号被保険者は、毎月保険料を納める必要があります。納付が難しい場合は、「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。未納のままにせず、免除、猶予の手続きを行ってください。

保険料免除・納付猶予の種類と審査方法

◇パート・アルバイトなどで厚生年金未加入の方

保険料免除制度 →本人、世帯主および配偶者の所得審査

納付猶予制度 →本人および配偶者の所得審査 ※50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

◇学生

学生納付特例制度 →本人の所得審査

※学生証の写しまたは在学証明書の原本が必要です。

◇会社を退職された方

失業による特例免除 →世帯主および配偶者の所得審査

※離職票または雇用保険受給資格者証の写しが必要です。

申請方法

年金手帳または基礎年金番号通知書などを持参の上、市民課国保年金班または各総合支所で手続きしてください

※審査結果は、約3カ月後に届きます。詳細は、年金機構のホームページをご覧ください。大曲年金事務所へご確認ください。

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)、大曲年金事務所 (☎0187-63-2296)